

大川市議会第1回定例会会議録

令和2年3月19日大川市議会議場に出席した議員及び付議事件の説明のため出席した者の氏名並びに付議事件の内容は次のとおりである。

1. 出席議員

1番	西田学	9番	古賀寿典
2番	馬淵清博	10番	遠藤博昭
3番	宮崎貴仁	11番	箴島かおる
4番	宮崎稔子	12番	吉川一寿
5番	龍誠一	13番	古賀龍彦
6番	内藤栄治	14番	川野栄美子
7番	平木一朗	15番	永島守
8番	永島幸夫		

欠席議員

なし

2. 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	倉重良一
副市長	石橋徳治
教育長	記伊哲也
会計管理課長 (兼) 会計課長	志牟田達也
人事秘書課長	馬淵嘉臣
総務課長 (併) 選挙管理委員会事務局長	古賀収
企画課長	橋本浩一
農業水産課長 (併) 農業委員会事務局長	中島聖佳

上 下 水 道 課 長 佐 田 重 徳
学 校 教 育 課 長 石 橋 正 隆
監 査 事 務 局 長 岡 貴 代 美

3. 本議会の書記は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 石 橋 英 治
議 会 事 務 局 書 記 吉 田 嘉 久
議 会 事 務 局 書 記 近 藤 美 和 子
議 会 事 務 局 書 記 溝 上 希

4. 付議事件

1. 委 員 長 報 告

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

1. 追 加 議 案 の 上 程

議案第24号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設
立を検討することを求める意見書の提出について

1. 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決

(議案第24号)

1. 閉会中の各委員会への調査付託の件

1. 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名

1. 閉 会 の 宣 告

午前9時30分 開議

○議長（川野栄美子君）

皆さんおはようございます。新型コロナウイルスの感染症の対応につきまして、議員の皆様、執行部の皆様に御協力いただき、議会最終日を迎えられることに、まずもって感謝申し上げます。また、各位の御参集、感謝申し上げます。

それでは、出席議員は定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

まず、総務委員会に付託しておりました議案第3号 会計年度任用職員制度に係る関係条例の整理に関する条例の制定について、外3件を一括議題といたします。

これから、総務委員会における審査の経過並びに結果について、総務委員長の報告を求めます。総務委員長、永島守君。

○総務委員長（永島 守君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、総務委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第3号 会計年度任用職員制度に係る関係条例の整理に関する条例の制定について、外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第3号 会計年度任用職員制度に係る関係条例の整理に関する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されるため、本市で制定しております「職員のサービスの宣誓に関する条例」や「大川市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例」等、4本の既存条例について、制度導入に伴う関係規定の整備を行うものです。

委員会では、まず、会計年度任用職員制度導入に伴う職員数についてただしましたところ、基本的にはこれまで任用していた嘱託職員や臨時職員が制度導入に伴い、そのまま移行していくが、中には委託業務として契約を結ぶ職員や特別職から一部移行する職員もいるので、現行より若干増減する旨の答弁がなされたところでございます。

さらに、委員会では、制度導入に伴う財政的な負担についてただしましたところ、これまで支給していなかった通勤手当相当分約5,000千円、期末手当相当分約21,000千円が必要となり、合計で約26,000千円の負担増になる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は特別職の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴い、非常勤特別職の範囲が限定されることとなり、関係条例について所要の整備を行おうとするものであります。

委員会では、区長、町内会長、隣組長は法改正に伴い非常勤特別職の身分でなくなるが、区長等手当の取扱いについて、どのように考えているのかただしましたところ、これまで報酬として区長等に支給していたが、今後は報償費として支給していく旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第5号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、国家公務員等であった者が、引き続き本市の給料表の適用を受ける職員に任用された場合において、任用の事情等を踏まえ、その者に対する給料の支給に関する特例を設けるため、所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、本市の指導主事に現職の県費負担教職員を市職員として採用することにより、学校における教育課題に対し迅速に対応するとともに、教育行政における指導、監督体制を強化するものであります。

委員会では、まず、県職員に対し、本市より給料を支給するのかただしたところ、大川市で採用することとなった場合は、大川市職員の給与条例に基づき給料を支給していくことになる旨の答弁がなされました。

さらに、委員会では、本市より給料を支給することになるが、その負担額はどれくらいになるのかただしましたところ、採用者により若干の違いはあるが、8,500千円程度を予算化している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第14号 平成31年度大川市一般会計補正予算について、御報告申し上げます。

今回の補正は、国の補正予算を活用するものも含め、歳入歳出予算、繰越明許費及び地方債の補正をしようとするものであり、その概要は次のとおりであります。

総務費には、職員の退職勧奨等に伴う退職手当87,793千円、財政調整基金積立金423,500千円が計上されております。

民生費には、障害者自立支援給付費27,000千円、国の地方創生拠点整備交付金を活用した子育て支援総合施設整備事業795,000千円が計上されております。

農林水産業費には、地籍調査事業費115,775千円が計上されております。

教育費には、小中学校情報通信ネットワーク環境整備事業91,669千円が計上されております。

以上によりまして、今回の補正総額は1,540,737千円となり、これらの財源といたしましては、歳出に見合う国庫支出金、県支出金、繰入金及び市債等をもって充当するとのことであります。

次に、繰越明許費の補正につきましては、本年度内に完了が見込めない事業を翌年度へ繰越しするため、繰越明許費の追加を行おうとするものであります。

地方債の補正につきましては、対象事業費の変更に伴い、地方債の限度額の変更を行おうとするものであります。

委員会では、まず、第2表 繰越明許費補正、7款1項プレミアム付商品券事業の効果についてただしましたところ、この事業は国の消費増税対策として今年度限りの事業であり、大川商工会議所で取り組んでいるプレミアム商品券とは目的が違うものとなっている旨の答弁がなされました。

これに対して、委員会では、大川商工会議所で取り組んでいるプレミアム商品券とどのように違うのかただしましたところ、プレミアム付商品券事業は、消費税率の10%への引上げに伴い、所得の低い方や子育て世帯の消費に与える影響の緩和と地域における消費の下支えを目的とした事業で、その対象者は非課税世帯及び3歳半未満の子供がいる世帯となっている旨の答弁がなされました。

また、全国的に見ても3割程度の申請状況であり、本市においても同じような状況である旨の答弁がなされました。

次に、第2表 繰越明許費補正、6款1項排水ポンプ施設整備事業で、その設置箇所についてただしましたところ、設置箇所は道海島地区で佐賀県境を流れる佐賀江川の三川橋下流部分に排水ポンプ施設を設置する旨の答弁がなされました。

次に、3款2項1目子育て支援総合施設建設工事費で、工事の内訳についてただしましたところ、建物の建築設備工事645,400千円、駐車場及び外構工事49,600千円、ナイター設備、植栽等除却工事25,000千円となっている旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、一番大事なのは箱物以上に中身の充実が重要であり、担当課だけが頑張るのではなく、大川市全体で機運を高めていただきたい旨の要望がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私からの報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

総務委員長の報告は終わりました。

これから、総務委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第3号 会計年度任用職員制度に係る関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第4号 大川市特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第5号 大川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第14号 平成31年度大川市一般会計補正予算を採決いたします。

本案を総務委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は総務委員長報告のとおり可決されました。

次に、文教厚生委員会に付託しておりました議案第2号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、外10件を一括議題といたします。

これから、文教厚生委員会における審査の経過並びに結果について、文教厚生委員長の報告を求めます。文教厚生委員長、遠藤博昭君。

○文教厚生委員長（遠藤博昭君）（登壇）

おはようございます。私は、文教厚生委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第2号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、外9件及び請願1件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第2号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国が定める印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたので、これに準じて所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、印鑑条例の登録資格等の改正であり、印鑑の登録を受けることができない方について、「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改正し、併せて、外国人住民の印鑑登録に関する規定について、所要の文言の整理を行うものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第6号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、住民票の除票及び戸籍の附票の除票に係る写しの交付について、改正前の住民基本台帳法には規定がなく、これまで住民票交付に準じて取り扱うとの考え方に基づいて行われてきましたが、デジタル手続法の施行に伴い住民基本台帳法の一部が改正され、住民票の

除票及び戸籍の附票の除票に係る写しの交付が制度化されたので、写しの交付に係る手数料を徴収するため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第7号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、福岡県宿泊税条例が令和2年4月1日に施行されることに伴い、ふれあいの家の宿泊者についても課税対象となることから、宿泊料と併せて宿泊税を徴収するため、所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、県内の宿泊施設で宿泊者1人1泊200円が徴収されることに伴い、条例の別表の備考に、「宿泊する者は、宿泊料とは別に福岡県宿泊税条例に基づく宿泊税を納めるものとする」という文言を追加しようとするもので、徴収された宿泊税は県及び市町村で観光施策に活用されるとのことであります。

委員会では、1人200円は負担増となり、宿泊者が減る可能性があると思うが、今後、何か対策を考えているのかただしたところ、若干の利用者の負担増にはなるが、これは県条例のため例外はないので御理解いただきたい。徴収された宿泊税は市への交付金として観光施策にも生かされる旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第8号 大川市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、部落差別の解消の推進に関する法律、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律、いわゆる人権3法の趣旨を踏まえ、必要な改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、条例の題名を「大川市部落差別をはじめあらゆる差別の解消と人権擁護に関する条例」に改め、差別の解消を目的とする法律の中で、市の責務として相談体制の充実・整備がうたわれていることから、法律の趣旨に則り、新たに第5条として相談体制の充実に関する条項を追加するなどの改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決し

た次第であります。

次に、議案第9号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、妊娠期から子育て期までの子供と家庭を支援するとともに、学習や交流の場を提供することにより、地域における子育て支援機能の充実を図るため、子育て支援総合施設を建設するに当たり、大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例を制定しようとするものであります。

委員会では、現在の保健センターから移行する業務は決定しているのかただしたところ、乳幼児健診等の母子保健業務が移行する予定である旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第10号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、国民健康保険事業の財政健全化を図るため、大川市国民健康保険運営協議会からの税率に関する答申を踏まえ、国民健康保険税率等の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、平成30年度以降の国保運営については、県が財政運営の責任主体となり、各市町村は県が示す国民健康保険事業納付金を納付しているが、高齢化による医療費の増加により、令和2年度の国民健康保険事業納付金について、現行の保険税率では歳入が不足することから税率を改正するとのことであります。

委員会では、2025年度に団塊の世代が後期高齢者に移行すると、ある程度医療費の上昇が止まるのではないかと思うが、どのように考えているのかただしたところ、確かに医療費は減少する見込みではあるが、一方で若い世代の国保から被用者保険への適用拡大等による移行により、支え手である国保の被保険者数が減少するため、1人当たりにかかる負担は大きくなるという県の見通しがなされており、今後も税率改正をしながら負担をしていかなければならないと考えている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第11号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

本案は、介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令の施行により、現在、消費税による低所得者の保険料軽減強化が段階的に実施されているが、昨年10月の消費税率引上げに伴うさらなる財源確保により、所得段階別の保険料減額が完全実施されるため、これに準じて所要の改正を行おうとするものであります。

内容といたしましては、介護保険の1号保険料のうち、第1段階が24千円から19,200円に、第2段階が33,700円から25,600円に、第3段階が46,500円から44,900円に減額されるということです。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第16号 令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、国民健康保険法に基づく医療事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものとしては、総務費65,845千円、保険給付費3,656,600千円、国民健康保険事業費納付金1,267,037千円などで、予算規模は5,047,000千円であります。

委員会では、6款1項2目疾病予防費のレセプト点検業務委託料について、ジェネリック医薬品の点検も行われているのかただしたところ、薬価表を基に点検しており、ジェネリック医薬品の推進については、別途100円以上の差額がある場合は通知をしたり、ジェネリック医薬品の希望シールを保険証と一緒に渡すなどしている旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、6款2項1目特定健康診査等事業費の特定健診の受診率は増えているのかただしたところ、平成29年度は25.1%、30年度は27.7%、また、特定保健指導については、29年度が42.2%、30年度が54.4%となり、年々上昇している。特定健診を受けられた後、特定保健指導につなげていくことが大事であり、重症化しないためにも特定健診、特定保健指導を重点的に行っていく必要があると考えている旨の答弁がなされました。

また、総括として、委員からは、医療費削減について市全体で取り組んでいかなければならないので、病気の予防事業として、健診の受診率をさらに上げるための工夫をしていただきたい。また、お薬手帳を提示することで、少しでも医療費が安くなることを市民の皆さんへ周知するとともに、行政としてもできることをやりながら、医療費を削減するためにみんなで協力しなければならない旨の意見が開陳されました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決した次第であります。

次に、議案第17号 令和2年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療事業等のうち、保険料徴収など本市が行うべき事業等について予算編成を行うもので、歳出の主なものは、総務費24,561千円、後期高齢者医療広域連合納付金603,979千円などで、予算規模は631,000千円であります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第18号 令和2年度大川市介護保険事業特別会計予算について、御報告申し上げます。

本会計は、介護保険法に基づき、介護保険事業勘定及び介護サービス事業勘定について予算編成を行うもので、予算規模は、介護保険事業勘定4,010,000千円と介護サービス事業勘定2,000千円を合わせて、4,012,000千円であります。

まず、介護保険事業勘定における歳出の主なものは、総務費108,904千円、保険給付費3,620,387千円、地域支援事業費277,125千円など、次に、介護サービス事業勘定における歳出の主なものは、総務管理費1,002千円などであります。

委員会では、介護保険事業勘定の5款3項1目包括的支援事業費において、地域包括支援センター運營業務委託料として計上されている、新たに開設される地域包括支援センターについてただしたところ、市地域包括支援センターを廃止し、現在のサブセンターを担っていた3つの社会福祉法人に、4月から業務委託するための予算として45,000千円を計上している旨の答弁がなされました。

次に、委員会では、同じく、包括的支援事業費の生活支援体制整備事業委託料に関し、人件費の算出人数についてただしたところ、第1層の生活支援コーディネーター2名分と第2層の生活支援コーディネーターとして各校区1名ずつの6名分を委託料の算出根拠として計上している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願について、御報告申し上げます。

本請願は、建設従事者のアスベスト被害の早期解決と被害の根絶を図り、被害者に対し速やかに、また、負担なく救済するための「被害者救済基金」創設の検討をすることを求める意見書を、国の関係機関に提出いただきたいというものであります。

委員会では、本請願の願意は妥当なものであるとして、採決の結果、本請願は採択すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

文教厚生委員長の報告は終わりました。

これから、文教厚生委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第2号 大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第6号 大川市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第7号 大川市ふれあいの家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第8号 大川市人権擁護に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第9号 大川市子育て支援総合施設の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第10号 大川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第11号 大川市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第16号 令和2年度大川市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第17号 令和2年度大川市後期高齢者医療事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第18号 令和2年度大川市介護保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を文教厚生委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は文教厚生委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを国に働きかける意見書提出を求める請願を採決いたします。

本請願を文教厚生委員長報告のとおり、採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本請願は文教厚生委員長報告のとおり採択されました。

次に、産業建設委員会に付託しておりました議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、外3件を一括議題といたします。

これから、産業建設委員会における審査の経過並びに結果について、産業建設委員長の報告を求めます。産業建設委員長、吉川一寿君。

○産業建設委員長（吉川一寿君）（登壇）

皆さんおはようございます。私は、産業建設委員長といたしまして、本委員会に付託されました議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、外3件につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、御報告を申し上げます。

説明によりますと、本案は、平成29年6月に改正施行された都市公園法令により、一定の条件を満たす社会福祉施設については、都市公園における占用物件として設置できることとなったことから、都市公園である大川中央公園内に大川市子育て支援総合施設を建設するに当たり、都市公園法施行令第12条第3項第6号の規定に基づき、当該施設を都市公園内の占用物件として定めるため、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、占用物件について、施設の敷地面積に制限があるのかただしたところ、公園全体の広場のうち、面積にして30%まで占用できると法令で規定されている旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第13号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、本年4月から施行される民法改正に関わる債権関係の規定の見直し並びに単身高齢者の増加など全国的な課題を踏まえ、今後、保証人を確保できないために公営住宅に入居できないといった事態が生じることのないように、保証人に関する規定を削除するとともに、不正入居に関わる利息を民法改正に伴い、年5分の割合から法定利率に改め、その他、公営住宅法令との整合性を図るため、関係規定について、所要の改正を行おうとするものであります。

委員会では、特段の異論もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第19号 令和2年度大川市水道事業会計予算について、御報告を申し上げます。説明によりますと、まず、本会計予算の第3条、収益的収支は収入である水道事業収益815,167千円に対し、支出である水道事業費が781,542千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出323,429千円に対し、資本的収入は41,955千円で、資本的収支不足額の281,474千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額9,795千円、当年度分損益勘定留保資金147,391千円、繰越利益剰余金処分額124,288千円で補填するとのことであります。

委員会では、まず、企業債償還金の今後の見通しについてただしたところ、令和5年以降徐々に減少していき、令和14年に償還完了予定である旨の答弁がなされました。

次に、老朽管更新工事の進捗状況についてただしたところ、水道管の耐用年数である40年を超えている老朽管は平成30年度末で約60キロメートルある中で、平成30年度に約1.5キロメートルの工事を完了している旨の答弁がなされました。

さらに、令和2年度の年間総給水量の予定量が、昨年度より2万5,000立方メートル減少している理由についてただしたところ、給水人口の減少などに伴うものである旨の答弁がなされました。

これに対し、令和2年度の給水収益の予定額が昨年度より約10,000千円増加している理由についてただしたところ、消費税率の引上げ並びに使用水量が少ないため基本料金のみを支払う単身世帯の増加を想定している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第20号 令和2年度大川市下水道事業会計予算について、御報告申し上げます。

説明によりますと、まず、本会計予算の第3条、収益的収支は収入である下水道事業収益495,363千円に対し、支出である下水道事業費が495,363千円であります。

次に、予算第4条資本的収支は、資本的支出590,409千円に対し、資本的収入は437,154千円で、資本的収支不足額の153,255千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,389千円、当年度分損益勘定留保資金138,866千円で補填するとのことであります。

委員会では、令和2年度の下水道築造工事の予定箇所についてただしたところ、幹線工事では国道208号の関家具前辺りから古賀政男記念館付近まで、他、面整備では小保、幡保地区の工事を予定している旨の答弁がなされました。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わります。

○議長（川野栄美子君）

産業建設委員長の報告は終わりました。

これから、産業建設委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

まず、議案第12号 大川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第13号 大川市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第19号 令和2年度大川市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第20号 令和2年度大川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案を産業建設委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は産業建設委員長報告のとおり可決されました。

次に、予算特別委員会に付託しておりました、議案第15号 令和2年度大川市一般会計予算を議題といたします。

これから、予算特別委員会における審査の経過並びに結果について、予算特別委員長の報告を求めます。予算特別委員長、永島守君。

○予算特別委員長（永島 守君）（登壇）

私は、予算特別委員長といたしまして、本委員会に付託されました、議案第15号 令和2年度大川市一般会計予算につきまして、本委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

説明によりますと、本案は、市税等の一般財源の伸びが期待できない中、義務的な経費や特別会計への繰出金が増加するなど、本市の財政状況は依然として厳しい状況が続くものと見込まれる。このような状況を踏まえ、財政の健全性の確保に留意しつつ、限られた財源の効率的かつ重点的な配分に努めた結果、一般会計の予算規模は174億円となり、前年度当初予算との対比では、7.7%の減となっているとのことであります。

以下、委員会で交わされました質疑、意見の主なものについて、歳出から申し上げたいと思います。

まず、2款1項14目大川の駅整備推進事業費の「大川の駅」全体計画策定業務等委託料及び「かわまちづくり」支援制度実証実験業務委託料に関し、どのような計画内容なのかただしましたところ、「大川の駅」全体計画策定業務等委託料については、大川の駅の事業コンセプトや「道の駅」「川の駅」「広域的地域振興拠点施設」の3つの施設コンセプトを設定し、機能の絞り込みを行うことにより、大川の駅の目指す姿を明確にするため全体計画を策定するものである。また、3つの施設のゾーニング、あるいは駐車場、アクセス道路からの出入口といったものの配置計画をつくり、国県等の関係機関との協議を進めていきたい旨の答弁がなされました。

次に、「かわまちづくり」支援制度実証実験業務委託料については、かわまちづくり計画を基に、国土交通省筑後川河川事務所と一緒に川の駅の整備を進めていきたいと思っているが、かわまちづくり計画の策定に当たっては、事業検証のため実証実験の実施が必要となってくるので、建設予定地におけるイベントなどの実証実験を行うための委託料である旨の答弁がなされました。

さらに委員会では、実証実験の内容についてただしましたところ、例えば、たくさんの子供たちが集まって川遊びをしたり、ミニコンサート等のイベントを行ったりして、どれくらいの人が集まるのかなどの実証実験である旨の答弁がなされました。

次に、3款2項1目児童福祉総務費の学童保育所工事設計業務委託料に関し、工事はどこの学童保育所を予定しているのかただしましたところ、現在の田口学童保育所が小学校の敷

地外にあり、子育て支援センターと一緒にいるが、施設が老朽化しており、定員も80名で手狭になっているので、田口小学校の敷地内に建て替えようとするものである旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、小学校の空き教室等を利用する考えはなかったのかただしましたところ、学童保育所の施設については、学校施設の余剰教室を使うのが基本であるが、田口小学校に相談したところ、特別支援学級等で使用しているので、現在は余剰教室がないということであり、また、新規建設に国県の有利な補助があったため、新たに建て替えることとなった旨の答弁がなされました。

次に、3款3項1目生活保護総務費の就労支援業務委託料に関し、力を入れないといけない業務と思われるが、昨年より予算額が減っている理由についてただしましたところ、庁内で就労支援業務を行う就労支援員の勤務が、以前は週2日で月8日であったが、被保護者の中には、高齢や病気等で就労できない方もおられ、就労支援の対象者が限られてくることもあり、今年度から月6日の勤務となっており、来年度も実績に基づき減額している旨の答弁がなされました。

次に、4款2項2目塵芥処理費、清掃センター定期点検整備工事費に関し、その内容をただしましたところ、今年度はコンプレッサーの交換等で64,000千円計上していたが、来年度は大きな機器の交換等はなく、普通の機器の点検、灰等の清掃、通常の部品交換等の必要な点検整備工事費として46,500千円を計上しており、平成24年に立てた延命計画に沿って、今後も15年ぐらい伸ばして使っていきたい旨の答弁がなされました。

これに対し、委員からは、その後のことも時間があるうちに検討が必要ではないかとただしたところ、市長からは、ごみの減量化に市民の協力もいただき、延命に努めている。将来のことについては、単独で建てる場合の国の助成の有無や近隣とスムーズに一緒にできるのかなども頭に置きつつ、みやま・柳川、八女西部、久留米、あるいは佐賀県側など、近隣の運営の仕方を研究しているといった段階であり、もう少し勉強したい旨の答弁がありました。

次に、6款1項3目農業振興費のスマートアグリ推進事業補助金に関し、事業内容と目標についてただしましたところ、事業内容については、若手生産者グループがハウス栽培のイチゴで実施しているAIやIoTといった先端技術を活用して二酸化炭素濃度や温度等のデータ化、分析を通して収穫量の増加を研究する事業への支援である。また、今後、先端技術の活用によって農作業の省力化と農家の収入増加につなげていくことを目標としている旨

の答弁がなされました。

次に、7款1項3目木工業振興費の木のきもちブランド育成事業補助金に関し、事業計画についてただしましたところ、木工製品だけではなく、製菓やい草など市の特産品を生かしたブランドをつくる計画である旨の答弁がなされました。

次に、7款1項4目観光費の大川観光協会補助金に関し、事業計画についてただしましたところ、モニターツアーや動画の情報発信、拠点イベント、レンタサイクル等を検討している。これからは佐賀空港や有明海沿岸道路を生かした観光ルートを、観光協会とともに検討していきたい旨の答弁がなされました。

次に、8款2項3目道路新設改良費の社会資本整備総合交付金事業測量等業務委託料に関し、橋梁の点検箇所についてただしましたところ、全体で554橋のうち令和2年度で108橋である旨の答弁がなされました。

これに対し、委員からは、橋梁の改修にどのくらいの期間がかかるのかただしましたところ、昨年度、橋梁の長寿命化計画を見直しており、計画的に点検を実施するよう考えている。これまでの点検結果で緊急的に対策が必要な橋梁はないが、今後措置を要するものが全体で19橋あり、そのうち、これまでに4橋を架け替え、1橋を修繕、1橋を撤去している。今年度の再点検で状態の進行を確認し、7橋の判定区分を見直し、残り6橋については、今後対策を講じる必要があるため、交付金等を活用しながら計画的に修繕等を行う予定である旨の答弁がなされました。

次に、8款5項5目公園工事費に関し、大川中央公園のリニューアル工事の予定についてただしましたところ、令和2年度から3か年の工事を予定しており、まずは築山の部分を運動広場にすることを考えている旨の答弁がなされました。

これに対して、委員からは、築山にある樹木をどのようにするのかただしましたところ、今回のリニューアルは開放感を持たせることも大きな意義であるため、移植できる樹木と持ち出しをしなければならない樹木がある。再利用の方法として、公園内移植等のほかにはウッドチップ化し、植物の乾燥や雑草の繁殖を防ぐための自然のマルチング材や筑水園の助燃材として活用したいと考えている旨の答弁がなされました。

次に、9款1項4目防災費の大川市総合防災マップ作成業務委託料に関し、今回作成予定の総合防災マップには、校区ごとに避難場所への避難経路が分かるような表示等を考えているのかただしましたところ、指定避難所などを明示し、市民の皆さんが事前に把握できるよ

うな総合防災マップを計画している旨の答弁がなされました。

次に、10款3項1目学校管理費のスクールバス借上料に関し、内容についてたまたましたところ、中学校の統合により、遠距離通学となる生徒の負担軽減のためスクールバスを導入したいと考えており、対象となるのは通学距離が6キロメートルを超える三又校区の道海島地区と鐘ヶ江地区に住んでいる生徒であり、現在51人が申請されている。便数については、朝は1便、帰りは部活をする生徒としない生徒がいるので2便を予定している。また、年間の運行日数については、通常の授業がある日や学校の出校日を予定しており、210から220日ぐらいになるのではないかと考えている旨の答弁がなされました。

さらに、委員からは、利用人数が減ったらスクールバスを廃止するという考えはあるのかたまたましたところ、例えば、10人ぐらいになった場合は大型バスでの運行はできないが、人数に応じた何らかの送迎は必要であると考えている旨の答弁がなされました。

次に、10款3項1目学校管理費のプール使用料に関し、大川桐英中学校は大川スイミングスクールに行かれると思うが、大川桐薫中学校はどのような対応をされるのかたまたましたところ、大川スイミングスクールは、これ以上の受入れは厳しいということだったので、距離的に一番近いということで、現在、柳川市のアクセスジャパンと話を進めている旨の答弁がなされました。

次に、12款公債費に関し、ここ数年大きな建設事業等もあり、やむを得ないことかもしれないが、公債費の額が70,000千円ほど増えている中で、今後の状況をたまたましたところ、令和2年度は増えるが、3年度、4年度は減少が見込まれる。ただ、統合中学校建設の事業費が大きくなっている平成31年度の起債借入れ分が、3年据置き後に元金償還が始まるので、令和5年度には若干増加する。公債費が増えれば、ほかの予算にも影響するので、十分注意していきたい旨の答弁がなされました。

これに対し、委員からは、償還の状況や計画等について可能な部分の公表等も検討願いたい旨の要望がなされました。

最後に、総括質疑においては、各委員から意見や要望等が述べられましたので、簡潔に紹介させていただきます。

まず、市内にはすばらしい人材が多く見受けられるようですので、行政も地域に出て人材を発掘し、大川市でその力を発揮してもらえるようにしてもらいたい。すばらしいことが市内でもたくさん行われているので、情報発信の方法等を見直し多くの皆さんに知ってもらえ

るようにしてもらいたい。

たくさんある補助金の効果等について、いま一度見直していただくとともに、次世代にきちんとした形で受け継げる施設を造っていただきたい。

大川市内のいいところを発掘し、食や観光についても家具、インテリア等と同じようにアピールができる、そのような仕掛けを検討していただきたい。

市長の施政方針にもあるように、今年は大川市にとって変化をチャンスにする大切な年であるので、行政には市民や地域への優しさの意識を持って、まち全体を明るくしていただけるよう運営をお願いしたい。

さらには、市民、県民、国民の血税をもとに執行されている行政には、費用対効果の意識をより一層強めていただき、その政策実現に向けた適材適所の人員配置や意識改革に留意した予算執行に努めていただきたい旨の厳しい意見が開陳されところでもございます。

委員会では、その他詳細な審査を行い、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で私の報告を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

予算特別委員長の報告は終わりました。

これから、予算特別委員長の報告に対し、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決をいたします。

それでは、議案第15号 令和2年度大川市一般会計予算を採決いたします。

本案を予算特別委員長報告のとおり、すなわち原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は予算特別委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時32分 休憩

午前10時42分 再開

○議長（川野栄美子君）

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

次に、この際、お諮りいたします。

本日、お手元に配付のとおり、本市市議会議員遠藤博昭君外4名から、議案第24号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書の提出についての意見書議案1件の提出がなされ、これを受理いたしましたので、この際、御報告申し上げますとともに、これを本日の日程に追加し、直ちに上程したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、議案第24号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

この際、お諮りいたします。

ただいま議題としております案件につきましては、先ほどの請願採択に伴うもので、その内容は明らかでありますので、議案の朗読及び提案理由の説明を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議題としております案件については、委員会付託を省略し、直ちに本会議で審議したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

それでは、これから、ただいま議題としております案件について、質疑を行います。質疑を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑の通告はありませんので、次に進みます。

次に、討論を希望される方は、この際、御通告願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでございますので、これから採決いたします。

議案第24号 建設従事者のアスベスト被害の早期救済・解決と被害者救済基金の設立を検討することを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員と認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、閉会中の所管事項継続調査の件を議題といたします。

この件につきまして、各委員長から、お手元に配付しております調査事項について、令和3年3月31日まで、各委員会に付託されたい旨の申出がっております。

よって、各委員長から申出のとおり、付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申出のとおり、別紙調査付託事項について、各委員会に付託することに決しました。

次に、会議録署名議員を指名いたします。

9番古賀寿典君、10番遠藤博昭君、以上2名を指名いたします。

以上で本定例会の議事は全て終了いたしました。

なお、ここで、市長から発言の申出がっておりますので、この際、お願いいたします。
市長。

○市長（倉重良一君）

ただいま議長のお許しをいただきましたので、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、提案をいたしました全ての議案につきまして、慎重に御審議の上、御議決を賜りましたことを厚く御礼申し上げます。

とりわけ令和2年度予算におきましては、厳しい財政状況ではございますが、限られた財源の中で、そして費用対効果、また効率的な執行を肝に銘じながら、市民の皆様の期待に応えるため、何より市民の皆様の笑顔を増やすために全力を傾注し、取り組んでまいる所存でございます。

審議の過程で、皆様方からいただきました貴重な御意見や御助言等につきましては、真摯

に受け止め、今後の市政運営に活かしてまいりたいと考えております。

また、最後に、記伊哲也教育長におかれましては、本日が最後の本会議でございます。この場で改めて記伊教育長のこれまでの御労苦と御尽力に対しまして、心から感謝を申し上げますとともに、教育長が辞任をなさる意義と意思につきまして、私をはじめ、子供たちの教育に携わる全ての役職員一堂、胸に刻みながら、今後の教育行政に携わっていくことを確認いたしまして、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（川野栄美子君）

これにて令和2年第1回大川市議会定例会を閉会いたします。

午前10時48分 閉会

以上、会議の次第は、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

大川市議会議長 川 野 栄美子

大川市議会議員 古 賀 寿 典

大川市議会議員 遠 藤 博 昭